

ケアプランにおける軽微な変更の取扱い

令和5年10月1日～

種別	軽微な変更と認められるケース (国通知の内容)	市の考え方
サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合	臨時的、一時的なものに限らず、単なる曜日、日付の変更であり、他の介護サービス事業所等との調整が不要で、利用者のおかれている環境や状態像に変化が無く、目標等に変更も無い場合。 サービス提供の時間変更については、他の介護サービス事業所等との調整が不要で、利用者のおかれている環境や状態像に変化が無く、目標等に変更も無い場合。(時間帯の延長又は縮小は不可。)
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合	サービス提供の回数変更については、同一事業所における週1回以内のサービス利用回数の増減であって、他の介護サービス事業所等との調整が不要で、利用者のおかれている環境や状態像に変化が無く、目標等に変更も無い場合。(繰り返し変更する場合、合わせて1回の増又は減を上限とする。)
利用者の住所変更	利用者の住所変更	利用者の実態・居所に変更が無い場合。 (例) 住民票異動のみで、居所変更が無い場合。 但し、市外転出等で利用者の保険者変更が発生した場合、保険者番号及び被保険者番号が変更となるため、該当しない。
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更	原則、運営法人の変更が伴わない場合。
目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合等)	左記の場合に限る。(要介護更新認定を受けたときを除く。) 但し、目標期間終了時の評価の結果、援助を継続する場合は、期間を修正すること。 なお、長期目標については、長期間の漫然とした支援が行われることを防ぎ、計画的に支援・評価を行う必要があるため、該当しない。
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更	同一種目で機能の変更を伴わない場合で、本人(家族)の了承が得られれば可能。
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	サービス提供事業所が同一法人であって、事業方針や理念などに変更が無く、支援内容に変更を伴わない場合。
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の「総合的な援助の方針」や第2表の「生活全般の解決すべき課題」、「援助目標」、「サービス種別」等が変わらない範囲で、目標達成に向けたサービス内容のみ変更する場合。 (例) デイケアであれば運動器具や運動メニュー等の変更で、加算に変更が生じないものが該当。
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合	左記の場合に限る。

※「国通知の内容」について、「これはあくまで例示であり、軽微な変更に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用から第12号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性があるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである」との但し書きがある。

国通知に記載されている具体的な例示について、市としては、軽微な変更の当否判断の拠り所として、この範囲内の取扱いとしてきたところであるが、「サービス提供の曜日変更」については、この範囲内にとどめると、「サービス提供の回数変更」とのバランスを欠く事態が生じるおそれがあるため、例外的に、幾分拡大した取扱いとした。

※書類変更については、見え消し等の対応をしてください。

※軽微な変更として取り扱った場合は、支援経過記録に変更内容、変更経緯、軽微な変更と判断した事由及び利用者(家族)が同意したことを記録するとともに、変更したケアプランを利用者や家族、サービス提供事業所等に交付してください。(「軽微な変更と判断した事由」：上表中どの項目に該当するか、「市の考え方」に沿って記載する。)

※国通知により、軽微な変更は、利用者の希望によることが前提となっていることに注意すること。